

## 第21回統計委員会 議事概要

- 1 日 時 平成21年4月13日(月) 15:00~15:50
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室
- 3 出 席 者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、河合内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官  
中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

## 4 議事次第

- (1) 諮問第16号「国民経済計算の作成基準の変更について」
- (2) 諮問第17号「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

## 5 議事概要

- (1) 諮問第16号「国民経済計算の作成基準の変更について」

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部から、資料1に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、国民経済計算部会に付議されることとなった。

- (2) 諮問第17号「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」

會田総務省統計審査官から、資料2に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、統計基準部会に付議されることとなった。

(3) 部会の審議状況について

特定サービス産業実態調査の改正に関する審議状況について、資料3に基づき、産業統計部会の舟岡部会長から、報告の後、意見交換が行われた。各委員の主な意見等は以下のとおり。

- ・ 今回の改正により、経済産業省が所管するサービス産業についてはほぼ網羅されることとなったことから、今後は、他省所管のサービス産業についても充実していくことを検討する必要がある。他省所管のサービス産業に係る統計や特定サービス産業動態調査などの動態統計との関係について、今後、どのように議論していくべきか。
- ・ 次回、部会において、今回の答申に係る議論とは別に、委員等との自由な意見交換を行い、適宜、その状況を統計委員会に報告する予定。
- ・ 今回の改正により、調査対象産業が網羅的になったこと、推計の導入による結果精度の向上により、産業間比較や同一業種における時系列比較が可能になったことの意義は大きい。
- ・ 今回、業種横断的な事項と整理された項目については、特定サービス産業実態調査の対象となる産業は非常に多岐にわたることから、他の統計への応用可能性も高いのではないか。

(4) その他

次回の委員会は平成21年5月11日(月)に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>